

○杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例

平成十三年九月二十五日
条例第四十四号

(目的)

第一条 この条例は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)に規定する事務を管理し、又は執行するに当たり、住民票に記載されている事項(以下「住民票記載事項」という。)の適正な管理のために区長が講ずべき事項等を定め、これを明らかにすることにより、区民の個人情報の保護を図ることを目的とする。

(用語)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(区長の責務)

第三条 区長は、住民基本台帳事務の処理に当たり、区民に関する正確な記録が行われるよう事務処理の適正化を図るとともに、住民票記載事項の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(電気通信回線による東京都知事への通知)

第四条 法第三十条の五第二項及び住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「令」という。)第十三条第四項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は次のとおりとする。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四 住所
- 五 住民票コード
- 六 法第三十条の五第一項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの
- 七 令第十三条第三項に規定する法第九条第一項の規定による通知を受けた旨

(審議会への報告等)

第五条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った住民票記載事項の処理状況並びに当該処理により発生した苦情(住民票記載事項に係るものに限る。)及びその処理の内容について、毎年一回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

2 前項に掲げる処理状況は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第九条第一項の規定による他の市町村から区内に住所を変更した者に係る当該他の市町村長への通知
- 二 法第九条第一項の規定による区から他の市町村の区域内に住所を変更した者に係る区長への通知
- 三 法第十二条の二第二項の規定による政令で定める事項の住所地市町村長への通知
- 四 法第十二条の二第三項の規定による政令で定める事項の交付地市町村長への通知
- 五 法第二十四条の二第三項の規定による最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届を受けて行う転出地市町村長への通知
- 六 法第二十四条の二第四項の規定による政令で定める事項の転入地市町村長への通知
- 七 法第三十条の五第一項及び令第十三条第三項の規定による前条各号に掲げる事項の東京都知事への通知

3 区長は、第一項に掲げる事項について、審議会に報告後、区民に公表するものとする。

(不適正利用に対する措置)

第六条 区長は、住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、指定情報処理機関その他の関係者(以下こ

の条において「国等」という。)に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による国等からの報告又は調査により、区民の基本的人権が侵害されると判断したときは、区民の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 区長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、広く区民の意見を求めるものとする。
- 4 区長は、区民の基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、報告の要請又は意見の聴取を行わずに必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに審議会に報告するものとする。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制限)

第七条 区長は、法第十一条第三項又は第十二条第五項(法第二十条第二項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写しの交付等の請求を拒むときは、基本的人権の尊重の観点に立って判断しなければならない。

- 2 区長は、本人からの申出があり、かつ、当該本人の生命、身体、財産その他の権利利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、当該本人に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写しの交付等について、必要な措置を講ずることができる。

(不当な目的による取得等の禁止)

第八条 何人も区が保有する住民票記載事項について、不当な目的をもって取得し、又は第三者に譲り渡してはならない。

- 2 区長は、前項の規定に違反する行為をしたと認める者に対し、当該住民票記載事項の消去、記録された媒体の回収その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

(関係人に対する調査等)

第九条 区長は、前条第二項の規定による措置に関し、必要な調査をすることができる。

- 2 区長は、前項に規定する調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に関係人に対し質問をさせ、又は文書その他の物件の提出を求めさせることができる。
- 3 前項の規定により質問をし、又は文書その他の物件の提出を求める職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(過料)

第十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第八条第二項の規定による命令を受け、当該命令に従わないとき。
- 二 第九条第二項の規定による質問に対し、回答をせず、若しくは虚偽の回答をしたとき、又は文書その他の物件の提出を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは虚偽の文書を提出したとき。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(平成一四年規則第六四号で第一条から第三条まで、第六条、第十条及び附則第二項の規定は、平成一四年七月五日から施行)

(平成一四年規則第七二号で第四条、第五条(第二項第一号から第六号までを除く。)、第七条から第九条まで及び第十一条の規定は、平成一四年八月五日から施行)

杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成十六年三月十九日

杉並区長 山 田 宏

杉並区条例第二十号

杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例（平成十三年杉並区条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（電気通信回線による他の市町村長への通知）

第三条の二 法第九条第三項、第十二条の二第五項及び第二十四条の二第五項並びに住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「令」という。）第三十条の二十三第四項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は次のとおりとする。

一 法第九条第一項に規定する他の市町村から区内に住所を変更した者につき住民票の記載をした旨

二 法第十二条の二第二項及び第三項に規定する政令で定める事項

三 法第二十四条の二第三項に規定する最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届

を受けた旨

四 法第二十四条の二第四項に規定する政令で定める事項

五 令第三十条の二十三第三項に規定する住民基本台帳カードの返納を受けた旨

第四条中「及び住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号。以下「令」という。）」を「並びに令」に改め、「第十三条第四項」の下に「及び第三十条の二十五第二項」を加え、同条に次の一号を加える。

八 令第三十条の二十五第一項に規定する住民基本台帳カードを交付した旨、住民基本台帳カードを紛失した旨の届出を受けた旨、紛失した住民基本台帳カードを発見した旨の届出を受けた旨、住民基本台帳カードがその効力を失ったことを知った旨又は住民基本台帳カードの返納を受けた旨

第五条第二項第七号中「及び」を「並びに」に改め、「第十三条第三項」の下に「及び第三十条の二十五第一項」を加え、同項に次の二号を加える。

八 令第三十条の二十三第三項の規定による住民基本台帳カードの返納を受けた旨の交付市町村長への通知

九 令第三十条の二十三第三項の規定による住民基本台帳カードの返納を受けた旨の区長への通知

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。